平成２４年（フ）第６５号
千葉県東金市菱沼211番地８
破産者　井下　無我
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２２号
千葉県山武市川崎117番地60
破産者　久田　大吉
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２０４７号
神奈川県大和市深見西６丁目３番20号　レオパレス鶴間第10―111号
破産者　佐藤　将行
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２６１号
横浜市青葉区若草台２番地31
破産者　小林　修一
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２６５号
横浜市戸塚区下倉田町1099番地１　メゾンドール五反田１棟201号
破産者　栗林　俊祐
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４２９号
横浜市中区長者町６丁目88番地１　グラン・アルベーラ横濱・関内1011号室
破産者　田川　　耕
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６８号
神奈川県小田原市中里177番地
破産者　増村　孝一
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１５３号
新潟県長岡市葎谷2241番地２
破産者　酒井美和子
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
長野県千曲市大字磯部1371番地４、前住所長野県千曲市大字力石６番地１
破産者　下嵜　昌江
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第６５号
長野県飯田市鼎西鼎613番地３
破産者　鈴木　康平
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第２２５号
静岡市清水区鳥坂1646番地の３、開始決定時の住所静岡市清水区今泉146番地の１
破産者　佐野多壽子
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３２号
愛知県岡崎市六供町字３丁目21番地　ステープル六供905、前住所愛知県岡崎市本町通２丁目２番地
破産者　加藤　善啓
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３９６号
愛知県安城市今池町１丁目18番１号　フジビル新安城403
破産者　岩田　裕之
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２２５号
愛知県蒲郡市栄町16番29号、開始決定時の住所愛知県蒲郡市丸山町７―５　スリーゼ鈴東Ｃ―203号
破産者　関原　健一
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２５４号
愛知県蒲郡市栄町16番29号
破産者　関原　秀一
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第５１号
兵庫県南あわじ市広田広田611番地１、前住所兵庫県南あわじ市広田広田532番地
破産者　シンドバッドこと　堂村　和男
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第６３号
和歌山県田辺市上芳養3631番地
破産者　札場農園こと　札場　　隆
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第５２号
岡山県苫田郡鏡野町大町760番地１
破産者　永瀧　博文
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第２１６号
香川県高松市木太町3365番地２
破産者　杉上　敬雄
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係